

**【学校感染症による出席停止について】**

学校保健安全法施行規則により、下表の感染症に罹患した場合は出席停止の措置をとらせていただきます。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)

この期間は、学校内での感染拡大を防止するため、またご本人の病状が重篤化しないための重要な安静期間となります。

学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡をいただき、学校を欠席してお休みください。

再登校する際には、別紙「学校感染症による疾病証明書」を本HPよりダウンロードし医療機関に記入してもらい、保護者欄記入の上、登校可能となった日にその用紙を担任教諭に提出してください。

尚、病気の状況によっては医師の詳細な証明書を提出していただく場合があります。

**※学校感染症による出席停止期間一覧**

(平成24年4月1日改正)

感染症種別	伝染病の種類	出席停止期間
第1種学校感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)	・治癒するまで
第2種学校感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)  百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎(おたふく風邪)  風疹 水痘 咽頭結膜炎(プール熱) 結核  髄膜炎菌性髄膜炎	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後、3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種学校感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 (感染症名は一部抜粋)	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) マイコプラズマ感染症 溶蓮菌感染症 A型肝炎	・左記の感染症は種類や各地域、学校における感染症の発生・流行状況を考慮の上で出席停止を判断する必要があるもの。例示として列挙したもので医師の指示に従うことが必要です。